

5 - 18 大型特殊自動車等の制動装置

5 - 18 - 1 装備要件

大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車（5 - 19 に規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 18 - 2 の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、5 - 18 - 2 の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。（保安基準第12条第1項関係）

5 - 18 - 2 性能要件

5 - 18 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第171条第1項関係）
- (2) 制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第171条第8項関係）
- (3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (3) の基準に適合すること。（細目告示第171条第5項第2号関係）

主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合において、5 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。（細目告示第171条第5項第3号関係）

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては 900N 以下、手動式のものにあつては 300N 以下とする。（細目告示第171条第5項第4号）

| 最高速度 (km/h) | 制動初速度 (km/h) | 停止距離 (m) |
|-------------|--------------|----------|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 20以上35未満 | 20 | 5以下 |
| 20未満 | その最高速度 | 5以下 |

制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては 900N 以下、手動式のものにあつては 500N 以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第171条第5項第6号）

5 - 18 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等そ

の他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第1項関係)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、及びの規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。(細目告示第 171 条第 5 項関係)

独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、5 - 15 - 2 - 2 (2) 後段の規定を準用する。(細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係)

制動装置は、5 - 15 - 2 - 2 (2) の基準に適合すること。(細目告示第 171 条第 5 項第 2 号関係)

液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管(ブレーキ配管のうち1車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、2以上の車輪への共用部分を除く。)から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、非常用制動装置(主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制御することができる制動装置をいう。)を備えた自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第171条第5項第8号)

空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となつた場合においても5 - 18 - 2 - 1 (3) に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第171条第5項第9号関係)

5 - 18 - 3 欠番

5 - 18 - 4 適用関係の整理

4 - 18 - 4 の規定を適用する。

この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。